

預金口座取引一般規定新旧対照表

旧	新
<p>第1条 預金口座取引</p> <p>3. 預金口座開設にあたり、第2条（取引時確認）に定める取引時確認等の合法的手段で当社が知り得た情報に基づき当社が判断した結果、第17条（解約など）第3項アからサ号の各号に1つでも該当した場合、第18条（反社会的勢力の排除）第1項に定める暴力団員等もしくはアからオ号に1つでも該当した場合、もしくは同条第2項アからオ号に該当する行為を1つでも行った場合または届出事項に疑義があると当社が判断した場合は、当社は預金口座開設をお断りできるものとします。</p>	<p>第1条 預金口座取引</p> <p>3. 預金口座開設にあたり、第2条（取引時確認）に定める取引時確認等の合法的手段で当社が知り得た情報に基づき当社が判断した結果、第17条（解約など）第3項アからシ号の各号に1つでも該当した場合、第18条（反社会的勢力の排除）第1項に定める暴力団員等もしくはアからオ号に1つでも該当した場合、もしくは同条第2項アからオ号に該当する行為を1つでも行った場合または届出事項に疑義があると当社が判断した場合は、当社は預金口座開設をお断りできるものとします。</p>
<p>第2条 取引時確認</p> <p>2. 口座開設時の取引時確認は、次の各号のいずれかの方法により行います。</p> <p>ア. 当社所定の証明書類をご提出いただき、お客さまのお届けの住所へ取引関係文書（キャッシュカード等）を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法</p> <p>イ. 当社所定のソフトウェアを使用してお客さまが本人確認用画像情報を送信する方法</p> <p>上記に加えて、当社が必要と認めた場合は、お客さまのお届けの電話番号等へ連絡させていただくことがあります。取引時確認のために送付した取引関係文書が不着で当社に返送された場合、または当社からお客さまへの連絡がとれなかった場合は、口座開設は行いません。また、お客さまのお届け内容に疑義があると当社が判断した場合は、口座開設を行わないことがあります。</p>	<p>第2条 取引時確認</p> <p>2. 口座開設時の取引時確認は、次の各号のいずれかの方法により行います。</p> <p>ア. 当社所定の証明書類をご提出いただき、お客さまのお届けの住所へ取引関係文書（キャッシュカード等）を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法</p> <p>イ. 当社所定のソフトウェアを使用してお客さまが本人確認用画像情報を送信する方法</p> <p>上記に加えて、当社が必要と認めた場合は、お客さまのお届けの電話番号等へ連絡させていただくことがあります。取引時確認のために送付した取引関係文書が不着で当社に返送された場合、または当社からお客さまへの連絡がとれなかった場合は、口座開設は行いません。また、お客さまのお届け内容に疑義があると当社が判断した場合は、口座開設を行わないことがあります。なお、日本国籍を保有せず在留期間の定めがあるお客さま（以下「在留期間の定めのあるお客さま」といいます。）の場合、口座開設申込時に当社へ在留期間その他の必要な事項を届け出いただきます。また、口座開設申込日から在留期間満了日までの期間が当社所定の期間を満たして</p>

	いない場合には、口座開設をお断りさせていただくことがあります。
<p>第 17 条 解約など</p> <p>3. お客さまが次の各号のいずれか 1 つにでも該当した場合、当社はお客さまに事前に通知することなく、直ちに預金取引の全部または一部を停止もしくは制限し、または預金口座を解約できるものとします。</p> <p>ア. 預金口座の名義人が存在しないことが明らかになったとき、または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになったとき</p> <p>イ. 口座開設時の届出内容に虚偽があることが明らかになったとき、または口座開設時の提出資料が真正でないことが判明したとき</p> <p>ウ. 預金口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき</p> <p>エ. 預金口座がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると判断したとき</p> <p>オ. 第 2 条（取引時確認）第 3 項の定めにより再度の証明書類の提出等を求めたものの、お客さまがこれに応じない場合（当社が定める期日までに当社に連絡がない場合、お客さまお届けの住所へ発送した提出を求める通知書が不着のため当社に返送された場合、およびお届けの電話番号等への連絡がとれない場合等を含みます。）</p> <p>カ. サービス提供に関する諸手数料の支払がなかったとき</p> <p>キ. お客さまの所在が不明となったとき</p> <p>ク. 支払の停止または破産、民事再生、会社更生または特別清算手続開始の申し立てがあったとき</p> <p>ケ. 相続の開始があったとき</p> <p>コ. お客さまが本規定に違反したとき</p>	<p>第 17 条 解約など</p> <p>3. お客さまが次の各号のいずれか 1 つにでも該当した場合、当社はお客さまに事前に通知することなく、直ちに預金取引の全部または一部を停止もしくは制限し、または預金口座を解約できるものとします。</p> <p>ア. 預金口座の名義人が存在しないことが明らかになったとき、または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになったとき</p> <p>イ. 口座開設時の届出内容に虚偽があることが明らかになったとき、または口座開設時の提出資料が真正でないことが判明したとき</p> <p>ウ. 預金口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき</p> <p>エ. 預金口座がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると判断したとき</p> <p>オ. 第 2 条（取引時確認）第 3 項の定めにより再度の証明書類の提出等を求めたものの、お客さまがこれに応じない場合（当社が定める期日までに当社に連絡がない場合、お客さまお届けの住所へ発送した提出を求める通知書が不着のため当社に返送された場合、およびお届けの電話番号等への連絡がとれない場合等を含みます。）</p> <p>カ. サービス提供に関する諸手数料の支払がなかったとき</p> <p>キ. お客さまの所在が不明となったとき</p> <p>ク. 支払の停止または破産、民事再生、会社更生または特別清算手続開始の申し立てがあったとき</p> <p>ケ. 相続の開始があったとき</p> <p>コ. お客さまが本規定に違反したとき</p>

<p>サ. 前各号に掲げるほか、当社がサービスの中止を必要とする相当の事由が生じたとき</p>	<p>サ. 在留期間の定めのあるお客さまが、当社の求めに応じ在留期間その他必要な事項を当社所定の方法により届け出なかったとき、または当社に届け出ている在留期間満了日を経過したとき</p> <p>シ. 前各号に掲げるほか、当社がサービスの中止を必要とする相当の事由が生じたとき</p>
<p>第 21 条 届出事項の変更など</p> <p>2. 住所、取引目的、職業または事業内容、電話番号、電子メールアドレス、勤務先、(法人の場合のみ) 実質的支配者など、当社への届出事項(氏名、法人のお客さまのお届け印以外)に変更があった場合またはある場合には、直ちに所定の手続きを行ってください。</p>	<p>第 21 条 届出事項の変更など</p> <p>2. 住所、取引目的、職業または事業内容、電話番号、電子メールアドレス、勤務先、在留期間(満了日)、(法人の場合のみ) 実質的支配者など、当社への届出事項(氏名、法人のお客さまのお届け印以外)に変更があった場合またはある場合には、直ちに所定の手続きを行ってください。</p>